宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置 について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成26年2月14日

栃木県都市計画審議会長 永井 護

都計第337号 平成26年2月7日

栃木県都市計画審議会

会長 永井 護 様

栃木県知事 福 田 富 一

宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、次のように審議会に付議します。

## 宇都宮都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位   置	面積	備考
産業廃棄物処理施設	壬生町大字藤井字清治久保1069-2, 1070-2, 1082-1, 1083-1, 1085-2, 1078-1の一部	約4, 990 ㎡	